

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

一人KYには「相棒」が必要

リスクアセスと三位一体で

清水建設 建築事業本部 東京支店

特集Ⅱ

労災上積み補償 機械大手が相次ぎ増額

水準は3400万円に

空調衛生設備業の現場は、今

あらゆる機会で安全体感教育

新菱冷熱工業

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2192

2013

8

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21山梨会
社会保険労務士深澤事務所

所長 深澤忍

第158回

出張中、会社指定ホテルに宿泊せず友人宅で火事にあい火傷

■ 災害のあらまし ■

卸売業で営業を担当している労働者Aは社用で遠方にある取引先Bとの打ち合わせのため、出張した。打ち合わせを終えたAは出張先から近くに住む友人と会い、飲食をともにし、会社指定のホテルへは戻らずそのまま友人宅に宿泊。友人宅が火事にあい火傷した。

■ 判断 ■

出張中は、特段の事情のない限り、一応出張過程の全般について事業主の支配下にあるものとして、その過程全般を業務行為とみる取扱いがなされている。

積極的な私的行為、恣意行為についてはすでに業務遂行性が失われたものとみて、このような行為によって生じた災害については業務起因性が認められていない。よってこの場合、業務外と判断された。

■ 解説 ■

事業主の命令を受けて出張に出ると、事業主の管理下を離れることになるが、出張業務を遂行するという事業主の支配下にあるため、出張先へ向けて出発するときから事業場へ帰任するまたは帰宅するまでの間の全過程を通じて一応業務遂行性が認められる。したがって、実際に業務に携わっているのではない時間に行った行為についても業務遂行性が認められるものがある。

例えば、飲食店で食事をとっているときやホテルで就寝しているときなど出張に当然または通常伴う行為を行っている間に発生した災害は原則として業務上災害として扱われることになる。しかしながら、出張中であっても、酒を飲みに行くとか友人に会う、観光地巡りなど私的な行為をするこ

ともある。こうした業務離脱行為や積極的な私的行為の間は業務との関連性が寸断されることになり、この間に発生した災害は業務上災害としては扱われない。

このケースの場合Aは、友人宅で就寝中に火災に巻き込まれたもの。通常ホテルに宿泊してそこで就寝するということは通常出張に伴う行為と認められ、ここで就寝中に被災した場合は原則として業務上災害として扱われることになる。

ただし、この場合では会社がホテルを指定していたにもかかわらず、Aは恣意的に友人宅へ宿泊しており、このことについて合理的な理由は認められない。仮に会社指定のホテルに宿泊すると業務遂行に支障が生じることになるとか、または指定外のホテルに宿泊したほうが業務遂行にとり有益であるといったような特別な事情があれば話は別だが、こうした合理的な理由なく会社指定外の場所に宿泊することは私的な行為として業務との関連性が認められない。

ここでいう「業務」とは、どこからどこまでの行為を指すのだろうか？「業務」とは、その労働者が本来行うべき業務だけを指すのではない。例えば、次に掲げるような行為も「業務」とみなされる。

(1) 本来の業務に付随する行為

例) 前準備行為、後始末行為、日常生活へ復帰するために必要な入浴行為など。

(2) その労働者の職務(責任)から当然行うことが予想される緊急行為または客観的に見て必要かつ合理的な担当外業務の応援行為(ただし、親切心で他人の業務を手伝った行為は「業務」とはならない)。

(3) 作業中断による生理的行為または反射的行為

例) 用便、炎天下での飲水、風に飛ばされた帽子を咄嗟に拾う行為など。また業務



災害に該当するか否かは、業務遂行性の有無および業務起因性の有無によって判断。

業務遂行性有無の判断

労働者が事業主の支配下(管理下または指揮命令下)にいたか否かで判断される。

例えば、休憩時間中の事故であっても、事業所内の施設(設備)の不備に起因する事故の場合は、実際に業務を行っていたわけではないが、事業主の支配下での事故として「業務遂行性あり」と判断される。

また、事業所外にいた場合でも、業務命令による出張(移動)中の事故は、明らかな私的行為中を除き、当然「業務遂行性あり」と判断されることとなる。

業務起因性有無の判断

負傷・疾病・死亡と業務の間に相当因果関係があったか否かで判断される。例えば、自然災害による偶発的事故、私的行為または恣意的行為による事故(私的な喧嘩)、業務逸脱行為による事故などは「業務起因性無し」と判断され、労災認定されない。

ただし、自然災害による事故の場合でも、台風災害のように予想できた事故は、事業主の安全配慮義務違反(当然起こるべくして起こった事故)として「業務起因性あり」と判断される場合がある。